

改正

令和元年12月18日告示第403号

令和3年3月19日告示第126号

令和4年7月26日告示第426号

令和6年3月28日告示第151号

奈良市日中一時支援事業実施要綱

(趣旨)

第1条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第77条第3項の規定に基づき実施する奈良市日中一時支援事業（以下「日中一時支援」という。）については、奈良市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行条例（平成18年奈良市条例第44号。以下「条例」という。）及び奈良市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則（平成18年奈良市規則第80号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 日中一時支援 条例第6条第2号に規定する事業
- (2) 障害者 法第4条に規定する障害者又は障害児
- (3) 支給決定障害者 第7条の規定により支給決定を受けた障害者又は障害児
- (4) 支給量 1月に提供を受けることができる日中一時支援のサービスの量
- (5) 支援事業所 第14条の規定により日中一時支援事業の指定を受けた事業所

(事業内容)

第3条 日中一時支援は、障害者等に対し、活動の場の提供、社会適応訓練、入浴サービス及び給食サービスを提供することにより、日中における活動の場の確保と、家族の就労支援及び障害者を日常的に介護している家族の一時的な休息を行うものとする。

2 日中一時支援は、次に掲げる事業形態で実施するものとする。

- (1) 標準型 重心型及び遷延性型以外で障害者支援施設等において実施するもの
- (2) 重心型 重症心身障害者等に対して、療養介護及び重症心身障害児施設等において実施す

るもの

(3) 遷延性型 医療が必要と認められた遷延性意識障害者等に対して、医療機関において実施するもの

(併給関係)

第4条 日中一時支援は、日中活動系サービスとみなすため、法に基づく障害福祉サービス（生活介護に限る。）、児童福祉法（昭和22年法律第164号）に基づく障害児通所支援と同日の利用は原則として認めないものとする。ただし、特別な事情がある場合は、この限りでない。

(対象者)

第5条 日中一時支援を受けることができる者は、規則第27条第1項第12号に規定する要件を満たし、次の各号のいずれかに該当する在宅の者とする。

(1) 身体障害者手帳の交付を受けている者

(2) 療育手帳の交付を受けている者

(3) 精神障害者手帳の交付を受けている者又は自立支援医療受給者証（精神通院に限る。）の交付を受けている等により精神障害者であると認められる者

(利用申請)

第6条 日中一時支援を利用しようとする者（以下「申請者」という。）は、規則第28条の規定に基づき市長に申請するものとする。

(支給決定)

第7条 市長は、前条の規定による申請を受理したときは、申請者の心身の状況、介護者の状況、申請者及びその保護者の日中一時支援の利用に関する意向等を勘案及び審査し、4日の範囲内において日中一時支援の支給を決定し、地域生活支援事業利用（変更）決定通知書（別記第1号様式）により申請者に通知するものとする。また、利用を認めないときは、その旨を申請者に通知するものとする。ただし、審査の結果4日を超える日数が必要であると判断できる場合は、この限りでない。

2 支給決定の有効期間は、前項の規定に基づく支給決定の日から起算して1年以内とする。

3 支給決定障害者が日中一時支援を利用しようとするときは、第1項の通知書を支援事業所に提示し、契約を締結するものとする。

(変更申請)

第8条 前条の規定により決定された内容について変更しようとするときは、規則第28条第5項の規定に基づき、速やかに市長にその旨を申請するものとする。

(変更決定)

第9条 市長は、前条の規定による申請書を受理したときは、その要否について審査し、支給決定障害者に通知するものとする。

(決定通知書の再交付申請)

第10条 地域生活支援事業利用(変更)決定通知書を紛失又は破損した場合は、速やかに再交付を申請するものとする。

(資格喪失)

第11条 支給決定障害者が次の各号のいずれかに該当する場合には、この利用資格を喪失するものとする。

- (1) 死亡したとき。
- (2) 有効期間内において本市に住所を有しなくなったとき(ただし、居住地特例による住所変更を除く。)
- (3) 第5条に規定する要件を満たさなくなったとき。
- (4) 自ら利用の辞退を届け出たとき。
- (5) 利用に関し虚偽の申請をしたとき。
- (6) 利用の要否に係る調査に応じないとき。

(費用の支弁)

第12条 日中一時支援に要する費用(以下「日中一時支援費」という。)については、別表第2に定める額から利用者負担額を控除した額を本市が支弁し、事業所に直接支払うものとする。

(費用の負担)

第13条 支給決定障害者及びその保護者(以下「利用者等」という。)は、規則第29条の規定に基づく負担上限月額範囲内において、別表第2に定める額に条例第6条に規定する割合を乗じて得た額を支援事業所に直接支払うものとする。

(支援事業所の指定)

第14条 支援事業所は、あらかじめ市長の指定を受けるものとする。

2 前項の指定を受けようとする者は、奈良市日中一時支援事業所指定(更新)申請書(別記第2号様式)に次の書類を添えて、市長に届け出なければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) 従業員の勤務体制及び勤務形態一覧表
- (3) 施設の位置図及び平面図

- (4) 設備・備品等一覧表
- (5) 運営規程
- (6) 利用者からの苦情を処理するために講じる措置の概要を示す書類
- (7) その他市長が必要と認める書類

3 市長は、前項の申請があったときは、その申請内容を審査し、指定を行うときは、奈良市日中一時支援事業所指定書（別記第3号様式）を支援事業所に交付するものとする。

4 支援事業所は、既に指定を受けた内容を変更しようとするときは、奈良市日中一時支援事業所変更届出書（別記第4号様式）を市長に提出しなければならない。

5 支援事業所は、日中一時支援を廃止、休止又は再開しようとするときは、奈良市日中一時支援事業所廃止（休止・再開）届出書（別記第5号様式）を市長に提出しなければならない。

（指定の更新）

第15条 前条第3項の指定は、6年ごとに更新を受けなければ、その期間の経過によって、それらの効力を失うものとする。

2 前項の規定による更新申請があった場合において、同項の期間（以下この条において「指定の有効期間」という。）の満了の日までにその申請に対する処分がなされないときは、従前の指定は、その処分がなされるまでの間は、指定の有効期間の満了後もなおその効力を有するものとする。

3 前項の場合において、指定の更新がなされたときは、その指定の有効期間は、従前の指定の有効期間満了日の翌日から起算するものとする。

（支援事業所の基準）

第16条 支援事業所の形態は、次のとおりとする。

- (1) 併設型事業所 障害者支援施設その他の厚生労働省令で定める施設と一体的な運営を行う事業所
- (2) 空床利用型事業所 障害者支援施設その他の厚生労働省令で定める施設であって、その全部又は一部が入所者に利用されていない居室を利用して運営を行う事業所
- (3) 単独型事業所 前2号以外であって、利用定員が5人以上で、短期間の入所による保護を適切に行うことができる事業所

2 支援事業所に必要な職員の職種、職員の配置及び設備に関する基準は別表第3に定めるとおりとする。

3 支援事業所は、運営規程に次の事項を定めなければならない。

- (1) 施設の目的及び運営の方針
- (2) 従業員の職種、員数及び職務の内容
- (3) 利用定員
- (4) 利用者に対して行う支援の内容及び利用者から受領する費用の額
- (5) 施設利用にあたっての留意事項
- (6) 非常災害対策
- (7) 虐待の防止のための措置に関する事項
- (8) その他施設の運営に関する重要事項
(支援事業所の責務)

第17条 支援事業所は、日中一時支援の利用の開始に際して、あらかじめ利用者等に対し、支援の選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付し説明を行い、日中一時支援の利用開始について利用者等の同意を得て、利用者等と利用の契約を締結するものとする。

- 2 支援事業所は、前項の規定により利用者等と契約を行った場合は、契約内容報告書（別記第6号様式）を市長に提出しなければならない。
- 3 支援事業所は、従業者、会計、サービス提供等に関する諸記録を整備し、日中一時支援のサービスを提供した日から5年間保存しなければならない。
(報告、調査等)

第18条 市長は、日中一時支援の実施等に関して必要があると認めるときは、利用者等、利用者等の配偶者若しくは利用者等の属する世帯の世帯主その他その世帯に属する者又はこれらの者であった者に対し、報告若しくは文書その他物件の提出若しくは提示を命じ、又は担当職員に質問させることができる。

- 2 市長は、日中一時支援の実施に関して必要があると認めたときは、サービス提供事業所若しくはその従業者又は従業者であった者に対し、報告若しくは帳簿書類の提出若しくは提示を命じ、これらのものに対し出頭を求め、又は担当職員に関係者に対して質問をさせ、帳簿書類その他の物件を検査させることができる。
- 3 前項の場合において、支援事業所に日中一時支援の実施等に関して適当でないと認める部分があるときは、当該支援事業所に対し、改善指導を行うことができる。
- 4 第2項の規定による質問等を行う場合においては、担当職員は、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係人の請求があるときは、これを提示しなければならない。
(指定の取消し)

第19条 市長は、支援事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、第14条の指定を取り消すものとする。

- (1) 第16条第2項の規定に該当しなくなったとき。
- (2) 日中一時支援事業の請求に関し不正があったとき。
- (3) 前条の規定により報告又は帳簿書類の提出若しくは提示を命じられてこれに従わず、又は虚偽の報告をしたとき。
- (4) 前条の規定による出頭を求められてこれに応じず、同条の規定による質問に対しても答弁せず、若しくは虚偽の答弁をし、又は同条の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは回避したとき。ただし、支援事業所の従業員がその行為をした場合において、その行為を妨げるため、当該支援事業所が相当の注意及び監督を尽くしたときを除く。
- (5) 不正の手段により第14条の規定による指定を受けたとき。

(費用の請求)

第20条 支援事業所は、別表第2に定める日中一時支援費から利用者負担を控除した額について、実施した月の翌月10日までに、請求書に奈良市日中一時支援事業利用実績記録表（別記第7号様式）及びその他市長が必要と認める書類を添えて市長に請求するものとする。ただし、日中一時支援を実施したにもかかわらず、やむを得ない事情により実施した月の翌月に請求書の提出ができない場合は、実施した年度中に市長に請求するものとする。

2 市長は、前項の規定に基づき支援事業所から請求があった場合は、これを審査し、請求のあった月の翌月の末日までにこれを支払うものとする。

(不正利得の返還請求)

第21条 市長は、偽りその他不正の行為により日中一時支援の支給を受けた者があるときは、その者から、日中一時支援費の額の全部又は一部に相当する額を徴収することができる。

2 市長は、支援事業所が偽りその他不正の行為により日中一時支援費の支給を受けたときは、当該支援事業所からその日中一時支援費の額の全部又は一部を返還させることができる。

(その他)

第22条 この要綱に定めるもののほか、日中一時支援事業の実施について必要な事項は、その都度市長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成26年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示の施行前に日中一時支援の利用決定を受けている者に係る日中一時支援の利用については、この告示の規定にかかわらず、現に受けている地域生活支援事業の利用の決定期間内に限り、なお従前の例による。

附 則 (令和元年12月18日告示第403号)

(施行期日)

- 1 この告示は、令和元年12月18日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示の施行の際、現にこの告示による改正前の奈良市日中一時支援実施要綱別記第2号様式、第4号様式及び第5号様式の規定に基づき作成されている用紙は、当分の間、必要な調整をして使用することができる。

附 則 (令和3年3月19日告示第126号)

(施行期日)

- 1 この告示は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示の施行の際、現にこの告示による改正前のそれぞれの要綱の規定に基づき作成されている用紙は、当分の間、必要な調整をして使用することができる。

附 則 (令和4年7月26日告示第426号)

(施行期日)

- 1 この告示は、令和4年7月26日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示の施行の際、現にこの告示による改正前のそれぞれの要綱の規定に基づき作成されている用紙は、当分の間、必要な調整をして使用することができる。

附 則 (令和6年3月28日告示第151号抄)

(施行期日)

- 1 この告示は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示の施行の際、現に第2条の規定による改正前の奈良市日中一時支援事業実施要綱別記第7号様式の規定に基づき作成されている用紙は、当分の間、必要な調整をして使用することができる。

別表第1（第7条関係）

利用時間	日数の換算
4時間未満	0.25日
4時間以上8時間未満	0.5日
8時間以上	0.75日

別表第2（第12条、第13条、第20条関係）

事業種別	4時間未満	4時間以上8時間未満	8時間以上	入浴加算（入浴提供時のみ）
標準型	1,600円	3,200円	4,800円	420円
重心型	6,000円	12,000円	18,000円	
遷延性	3,500円	7,000円	10,500円	

別表第3（第16条関係）

実施形態	必要な職員の職種	職員の配置	設備
(1)併設型事業所	当該施設において必要な職種	施設及び併設事業所に置くべき従業者の総数は、当該施設等の入所者数、併設型事業所及び日中一時支援事業の利用者数の総数を当該施設の入所者数とみなしたときに、当該施設として必要とされる数以上	当該施設において必要な設備
(2)空床型事業所	当該施設において必要な職種	当該施設として必要とされる数以上	当該施設において必要な設備
(3)単独型事業所	①管理者(事業所の管理上支障がない場合は兼務可) ②生活支援員又は介護職員(利用者のサービス	常勤換算方法で、利用者10人に対し1人以上	①居室 ・居室床面積については、利用者1人当たり3㎡以上 ・消防設備その他の非常

	提供に支障がない場合は兼務可)		災害に際して必要な設備等 ②洗面設備 ③便所 ④浴室(入浴サービスを行う場合)
--	-----------------	--	--

別記

第1号様式（第7条関係）

第 号
年 月 日

奈良市長

地域生活支援事業利用（変更）決定通知書

障害者総合支援法第77条に規定する事業の利用（変更）決定について、下記のとおり通知します。

記

受給者番号		支給決定障害者 （保護者）氏名	
支給（変更）決定日		支給決定に係る児童氏 名	
有効期間			
本人住所			

支援の種類・内容	利用者負担額	利用者負担上限額
備 考		

注 意 事 項	1 本事業を利用する際は、この通知書を事業者に提示してください。 2 記載事項等に変更があったときには、奈良市長にその旨を申請してください。
---------	---

教示

この部分に、不服申立て、取消訴訟等について記載する。

受付番号	
------	--

奈良市日中一時支援事業所指定（更新）申請書

年 月 日

（宛先）奈良市長

申請者 所在地
名 称
代表者氏名

次のとおり、奈良市日中一時支援事業を行う事業所の指定（更新）を受けたいので、日中一時支援事業実施要綱第14条第2項の規定により申請します。

指定を受けようとする事業所	ふりがな				
	名称				
	所在地	〒			
	電話・FAX番号	TEL	FAX		
	メールアドレス				
	管理者（責任者）	ふりがな			
		氏名			
	事業開始年月日	年 月 日			
	利用定員	人			
	従業者の職種	指導員		その他	
		専任	兼務	専任	兼務
	人 員	常勤（人）			
		非常勤（人）			
建物の概要	広さ	土地	㎡		
		建物	㎡		

（注）管理者（責任者）は日中一時支援事業の管理者（責任者）とします。

添付書類

- 1 事業計画書
- 2 従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表
- 3 施設の位置図及び平面図
- 4 設備・備品等一覧表
- 5 運営規程
- 6 利用者からの苦情を処理するために講ずる措置の概要を示す書類
- 7 その他市長が必要と認めた書類

年 第 月 号 日

様

奈良市長

印

奈良市日中一時支援事業所指定書

年 月 日付けで申請のありました奈良市日中一時支援事業を行う事業所として、次のとおり指定したので通知します。

ふりがな	
名称	
事業所の所在地	〒
	(ビルの名称等)
事業開始年月日	年 月 日
利用定員	人
指定番号	
備考	

奈良市日中一時支援事業所変更届出書

年 月 日

(宛先) 奈良市長

申請者
名称
代表者氏名

次のとおり、奈良市日中一時支援事業所の指定を受けた内容を変更するので、奈良市日中一時支援事業実施要綱第14条第4項の規定により申請します。

事業所番号		
名称		
変更予定年月日		
変更事項		
変更の内容及び理由	変 更 前	変 更 後
	(理由)	

添付書類 変更の内容を明らかにした書類

奈良市日中一時支援事業所廃止（休止・再開）届出書

年 月 日

（宛先） 奈良市長

申 請 者

名 称

代表者氏名

次のとおり、奈良市日中一時支援事業所を廃止（休止・再開）するので、奈良市日中一時支援事業実施要綱第14条第5項の規定により届け出ます。

事業所番号	
名 称	
廃止（休止） 年 月 日	
再開予定年月日	
廃止（休止）の 理 由	

契約内容報告書

年 月 日

(宛先) 奈良市長

事業所番号												
事業所名												
代表者名												

下記のとおり当事業所との契約内容について報告します。

受給者番号												
支給決定障害者 (保護者)氏名											支給決定に係る 障害児氏名	

契約締結又は契約内容変更による契約支給量等の報告

サービス内容	契約支給量	契約日 (又は変更日)	理由
			<input type="checkbox"/> 1 新規契約
			<input type="checkbox"/> 2 契約の変更
			<input type="checkbox"/> 1 新規契約
			<input type="checkbox"/> 2 契約の変更
			<input type="checkbox"/> 1 新規契約
			<input type="checkbox"/> 2 契約の変更
			<input type="checkbox"/> 1 新規契約
			<input type="checkbox"/> 2 契約の変更

既契約の契約支給量によるサービス提供を終了した報告

提供終了日	提供終了月中の終了日 までの既提供量	既契約の契約支給量でのサービス提供を終了する理由
		<input type="checkbox"/> 1 契約の終了
		<input type="checkbox"/> 2 契約の変更
		<input type="checkbox"/> 1 契約の終了
		<input type="checkbox"/> 2 契約の変更
		<input type="checkbox"/> 1 契約の終了
		<input type="checkbox"/> 2 契約の変更
		<input type="checkbox"/> 1 契約の終了
		<input type="checkbox"/> 2 契約の変更

第7号様式（第20条関係）

年 月分 奈良市日中一時支援事業利用実績記録表

受給者番号			利用者等氏名 (児童氏名)		年齢	才	日中一時支援事業指定事業所番号
決定支給量	日/月	契約支給量	日/月	利用者負担 上限月額	円		事業所名
<input type="checkbox"/> 課税世帯 <input type="checkbox"/> 非課税世帯 <input type="checkbox"/> 生活保護世帯							

日付	曜日	種別	サービス提供時間			日数換算	加算等	サービス費	利用者負担額	利用者確認欄	サービス提供者確認欄
			開始時刻	終了時刻	提供時間数						
<small>※種別欄には、標準型は1、重心型は2、遷延性は3を記入してください。 ※受給者番号及び決定支給量は地域生活支援事業決定通知書で確認してください。 ※用紙が1枚で不足する場合は、2枚目に記入してください。その際、算定日数、サービス費合計、利用者負担合計、市請求金額については、2枚目のみに記入してください。</small>							算定日数合計	サービス費合計	利用者負担合計	市請求金額	
							日	円	円	円	